

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく 生息地保護区等の指定に関する意見の募集

1. 意見を募集する案件

- ・ 名称：善王寺長岡アベサンショウウオ^{ぜんのおうじながおか}生息地保護区及び同管理地区
- ・ 指定の区域：京都府京丹後市大宮町善王寺及び峰山町長岡の一部 13.1 ヘクタール
(生息地保護区のうち 3.9 ヘクタールを管理地区に指定)
- ・ 指定に係る国内希少野生動植物種：ヒユノビウス・アベイ(アベサンショウウオ)
- ・ 資料一式：善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区等指定案
区域図

2. 意見募集期間

- 平成18年3月20日(月) 意見募集の開始
- 平成18年4月17日(月) 意見提出の〆切(必着)

3. 資料の入手方法

環境省ホームページのパブリックコメント欄(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)に掲載します。また、環境省自然環境局野生生物課に来訪された方には、資料を直接お渡しします。郵送を御希望の方は、80円分の切手を添付した返信用封筒を同封して、下記問い合わせ先まで郵送でお申し込み下さい。封筒には、「善王寺長岡アベサンショウウオ資料希望」と明記の上お送り下さい。なお、環境省近畿地方環境事務所においても資料をお渡しすることが可能です。

問い合わせ先

- ・ 環境省自然環境局野生生物課計画係
東京都千代田区霞が関1-2-2
電話：03-5521-8283
- ・ 環境省近畿地方環境事務所
大阪府大阪市中央区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズマート(OMM)ビル8階

電話：06 - 4792 - 0700

4. 意見の提出方法

意見は必ず別添意見様式による文書で、必要項目（氏名、住所、電話番号、該当箇所、コメント等）を記入して（お名前とご連絡先のないものは無効となります）、郵送、ファックス又は電子メールで下記住所まで提出して下さい。なお、電子メールで意見提出を行う方は、環境省ホームページのパブリックコメント欄（<http://www.env.go.jp/info/iken.html>）にある様式ファイルを利用し、添付ファイルとして提出して下さい。

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省自然環境局野生生物課計画係

ファックス：03-3581-7090

電子メールのアドレス：shizen_yasei@env.go.jp

なお、ご提出いただいた意見は氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き公表を原則とします。

5. 意見の取りまとめ結果の公表

5月中旬を目途に、提出された意見を取りまとめて公表します。